

ニュースレター NO. 36

2011、12、26

公正な学長選考を求める裁判を支える会

事務局：高知県高知市曙町2-5-1 高知大学教職員組合内

(TEL/FAX 088-844-1489)

12.26 次期学長選考意向投票

必ず投票に行こう！

—大学とそこに生きる私たちの未来がかかっています—

高知大学のすべての皆さん。

高知大学学長選考はいよいよ12月26日の意向投票を迎えます。

繰り返しになりますが、次期学長選考においてどの候補が選ばれるのか、意向投票の結果がどう扱われるのかということに、今後の高知大学そして私たちの未来がかかっているといっても過言ではありません。

再度二人の候補を確認します。

岡本和夫 (大学評価学位授与機構理事)

脇口 宏 (高知大学医学部長)

ここで、二人の候補の人柄、経験、能力、政策などを比較することはあえてしません。二人の「所信」「推薦書」「教職員組合の質問への回答」などをきちんと読み比べた賢明な有権者なら、いずれに投票すべきか自明だと考えるからです。

あとは、きちんと一人一人が自らの権利を行使するだけです。

そしてそれは同時に「義務」でもあるということを付け加えておきます。私たちの大学の構成員すべてが、今回の意向投票参加の権利をあたえられているわけではありません。不安定な雇用状態に置かれている臨時職員、正職員でも投票権のない多くの人々、一生に一度の入学式・卒業式に際して前年と同じ学長挨拶を聞かされてきた学生たち、その他「大学」という共同体を構成するすべての人々の「思い」を体現するのがこの一票であり、それゆえに有権者はその思いをも託した貴重な一票を投ずる責任と「義務」があります。

たしかに、意向投票の結果だけで次期学長が決定するわけではありません。しかし、意向投票において明確に構成員の意思を示すこと、選考会議も尊重せざるを得ないようなはっきりした意思を示すこと、このことが今最も重要です。

12月26日は午後3時までに私たち一人一人が(身分証明書を絶対忘れずに!)投票に向かいましょう!

細木秀美氏はなぜ選考会議委員の職にしがみついたのか？

前号でお知らせしたように、学長選考会議委員細木秀美氏が学長候補である脇口宏氏の利害関係者であるということがあきらかになりました。このような場合の対応の仕方は一つです。入試でも人事でも利害関係者とみなされる恐れのある者は、その案件の審議に一切関与しないこと。それだけです。それは、ペナルティーでも当該人物を疑うからでもなく、「選考」の公正性に無用な疑いを招かないためです。

ところが、今回細木氏は（それは同時に脇口氏はということですが）不思議な対応をしました。脇口氏の配偶者が細木病院を退職されたのです。これは全く間違った対応といわねばなりません。退職によって利害関係者であるという事実が消えるわけではもちろんありません。また、配偶者が診察していた患者さんはどうなるのでしょうか。配偶者の退職で利害関係から外れるというような姑息な処理は、「男女共同参画」を主導しなければならない学長候補が容認すべきでないことも明らかです。

細木氏が今回の学長選考に際して審議に加わることを辞退されれば良いだけの話ですが、どのような理由からか同氏はそうされたくないようです。他の経営協議会委員の方たちに審議を任せられない理由でもあるのでしょうか。

ここでいささか気になるのは、第29回経営協議会で同氏が学長専攻会議委員に何と「書面会議」により選ばれ、その審議のプロセスも公開されていないことです。

また、12月5日に行われた学長選考会議においては、当日配布された「所信」「履歴」などの両候補に関する大部な資料を、同氏は持ち帰って検討することもせず大学に預けて帰られたとのことです。これは、学長選考のために、もはや「所信」「履歴」は必要としていないということでしょうか？

我々は細木氏の公正性に疑問があると主張しているわけではありません。以上述べたような疑いを惹起しないために審議に参加しないことを自ら決断すべきと言っているのみです。

それでもあえて、学長選考の審議に加わるというのであれば、それは同氏の公正性もみならず選考そのものの公正性にも大きな疑いを抱かせる結果になるでしょう。

12月26日（月）次期学長選考意向投票

午前9:00 ~午後3:00 終了時間に注意！

身分証明書必携！

12月27日（火）学長選考会議（次期学長候補決定）

長候補決定)

午前10:00~ 於 : 高知大学

同日

学長任命処分無効確認訴訟判決公判

午後1:10~ 於 高松高裁

